

第3次
岡崎市防犯活動行動計画

岡 崎 市

目 次

第3次岡崎市防犯活動計画の策定にあたって	1
第1章 計画策定の基本的な考え方	2
1 計画策定の目的	2
2 計画の対象範囲	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画期間	3
第2章 犯罪発生状況と課題	4
1 愛知県の犯罪発生の実況と課題	4
2 本市における犯罪発生の実況	5
3 現行の防犯活動行動計画の検証	6
4 防犯に係るアンケート	7
5 犯罪発生の実況と課題	8
第3章 計画の目標と重点目標	10
1 計画の目標	10
2 重点目標	11
第4章 重点目標達成のための施策の展開	13
1 防犯知識の普及啓発	13
2 地域防犯活動の推進	13
3 子ども、女性、高齢者など防犯上の配慮を要する人への安全対策	15
4 犯罪が発生しにくい環境づくり	16
5 多発犯罪への重点的な対策	19
第5章 計画の推進体制	20
資料編	
資料1 施策一覧	1
資料2 平成23年度実施アンケートの概要	14
資料3 関係条例	18

第3次岡崎市防犯活動計画の策定にあたって

岡崎市内の刑法犯認知件数は、平成16年は8,951件でしたが、地域の方々をはじめ、関係機関等の積極的な防犯活動により、平成22年には4,619件と約48パーセントの減少となりました。しかしながら、犯罪の広域化や巧妙化により、平成23年中の発生状況は5,027件となり、前年対比としては残念ながら増加に転じてしまいました。

平成24年は、再び減少し3,962件、前年対比約21パーセント減となりましたが、住居地域や商業地域では、住居や事務所等への侵入盗、自動車の部品ねらいや自転車盗が依然多発しており、警察だけでなく、行政、市民の皆様、事業所、関係団体が連携して「犯罪が発生しにくい地域づくり」を積極的に推進していかなくてはなりません。

一人ひとりが犯罪に対する危機意識をしっかりと持ち、「車の中に物を置かない」、「自転車にはツーロックをする」、「外出するときには必ず施錠をする」、「歩行時のバックは常に家屋側へ」などを日頃から実践することで一定の犯罪抑止効果を図られることから、家庭や職場において「被害に遭わないためにはどうしたらよいか」、「日頃からの安全意識についての心構え」などについて、話し合っていただくことが重要です。

本市においても犯罪のない明るい社会の実現をめざして、防犯に関する行動計画を策定し犯罪抑止に努めてきましたが、平成25年度から平成27年度までの3ヵ年について新たに第3次岡崎市防犯活動行動計画を策定し、今まで以上に安全なまちづくりに努めてまいります。

また、公の施設において暴力団の利益となる利用の制限や市が実施する様々な事務事業から暴力団を排除することを目的とする岡崎市暴力団排除条例を平成24年4月1日から施行しており、犯罪抑止とともに暴力団の排除にも積極的に取り組んでまいります。

今後とも、防犯意識の普及や広報啓発活動の推進、地域の防犯団体や警察等と連携した合同パトロールなど様々な活動や施策を計画的に実施し、犯罪のない安全で安心な地域社会の実現を図ってまいります。

平成25年3月

岡崎市長 内田 康宏

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の目的

本市の刑法犯認知件数は、平成10年頃から増加傾向が顕著となり、ピークであった平成16年には年間発生件数としては過去最高の8,951件となりました。

このため、平成16年4月には交通安全部署に新たに地域安全を加えた安全安心課を設置し、平成18年2月に平成18年度から20年度までを目標年次とする「岡崎市防犯活動行動計画」を策定し、警察等関係団体と連携して様々な情報を収集、整理し、必要な情報を市民等に提供するとともに、安全・安心なまちづくりのための施策を実施してきました。

平成21年3月には、更なる犯罪防止を推進するために平成21年度から23年度までを目標年次とする第2次岡崎市防犯活動行動計画を策定し、平成22年1月には岡崎市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進条例を新たに施行し、同行動計画の位置付けを明確にし、警察、行政、地域住民がスクラムを組んだ施策を実施してきた結果、平成22年の刑法犯認知件数は4,619件となり、ピーク時と比較して半減することができました。

しかしながら、平成23年においては前年に比較して、刑法犯認知件数が8.8パーセント増加するなど予断を許さない状況が続き、特に凶悪犯罪に結びつきかねない住宅侵入盗の認知件数は、平成19年から5年連続で全国ワースト1位¹である愛知県内においても上位を占めるなど、市内において犯罪が多発し、更なる安全対策の推進が求められる情勢となりました。

このような状況を踏まえ、市内から犯罪発生を減少させ、安全で安心な地域社会を実現させるため、今後の犯罪抑止施策のあるべき方向性を明らかにし、行政、市民、事業者、警察、その他の関係団体等が連携した取組みを図るための指針として本計画を策定します。

2 計画の対象範囲

この計画では、日常生活において発生する住宅侵入盗や自動車部品ねらい、自転車盗、ひったくりなどの犯罪の未然防止を主対象として、犯罪のない安全で安心な地域づくりを推進するものとし、これ以外のいわゆる「安全で安心なまちづくり」に包含されることのある防災、防火、都市施設等のバリアフリー化等の項目は、個々

¹ 平成24年末で6年連続

の法令及び条例、計画等により整理されていることを踏まえ、対象には含まないものとしします。

3 計画の位置づけ

(1) 第6次岡崎市総合計画

本計画は、平成32年度を目標年次とする第6次岡崎市総合計画の「まちづくり基本政策1、地域で支えあい安全に暮らせるまちづくり（市民生活・地域社会の充実）」、「政策3、安全社会の構築」、「施策1、犯罪のない社会の形成」の分野別計画として策定します。

(2) 岡崎市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進条例

第7条において、「犯罪のない安全・安心なまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため」に市が計画を策定し、実施するものと位置づけています。

4 計画期間

愛知県が平成24年3月に策定した「あいち地域安全戦略2015」と整合性を持たせるため同戦略の最終目標年度に併せて、平成25年度から27年度までの3カ年を計画期間とします。

ただし、市内の犯罪情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを実施し、又は修正するものとしします。

第2章 犯罪発生状況と課題

1 愛知県の犯罪発生の現状と課題

愛知県の刑法犯認知件数は、平成15年には戦後最多となる約22万6千件を記録しましたが、平成16年に「愛知県安全なまちづくり条例」を制定・施行し、県民・行政・警察が一体となって犯罪のない安全なまちづくりのための取組みを積極的に推進した結果、平成24年には104,991件と半減しました。

■愛知県の刑法犯発生状況の推移（件）

年	20	21	22	23	24
認知件数	144,694	145,807	128,173	118,963	104,991
対前年比 %	+0.5	+0.8	-12.1	-7.2	-11.7

(資料出展：愛知県警察本部)

しかしながら、刑法犯全体の約4分の3を占める窃盗犯の内容をみると、住宅への侵入盗は、減少傾向にはあるが、平成19年以降6年連続全国ワースト1位となっています。

また、自動車盗は、平成19年に3千件近くまで減少しましたが、平成20年からは増加傾向で推移し、平成23年は5,026件と大幅に増加となっています。平成24年は、3,186件と減少しましたが、平成20年以降5年連続全国ワースト1位となっています。

■愛知県の侵入盗・自動車盗発生状況の推移（件）

年	20	21	22	23	24
侵入盗	13,558	14,575	14,891	13,121	11,441
自動車盗	4,001	4,442	3,608	5,026	3,186

(資料出展：愛知県警察本部)

「あいち地域安全戦略2015」では、こうした住宅対象侵入盗や自動車盗、あるいは、窃盗犯の4分の1近くを占めている自転車盗など、身近なところで数多く発生する犯罪を防ぐためには、一人ひとりが鍵を掛けるなど、防犯の意識を高めることが重要としています。

この他にも、子どもや女性が被害者となる犯罪が後を絶たず、また、ひったくりや振り込め詐欺など、犯罪弱者である女性や高齢者が狙われる犯罪も多発している状況にあり、更なる取組みが必要です。

また、一人ひとりの防犯意識の高揚とともに、地域の防犯力の向上が求められますが、その中心的な担い手である自主防犯団体の数は、刑法犯認知件数が戦後最多

となった平成 15 年末で 130 団体ほどでしたが、平成 23 年末現在では 3,598 団体と増加しており、今後も新たな自主防犯団体の設立が望まれています。

2 本市における犯罪発生の実況

過去 4 ヶ年の岡崎市の刑法犯認知件数については、平成 21 年は 5,526 件、平成 22 年は 4,619 件、平成 23 年は 5,027 件、平成 24 年は 3,962 件です。

この中で多く発生している窃盗犯の発生状況については、平成 21 年は 4,262 件、平成 22 年は 3,576 件、平成 23 年は 3,780 件、平成 24 年は 2,975 件となっています。

■ 罪種別刑法犯発生状況（件）

年	合計	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
21	5,526	31	137	4,262	132	29	935
22	4,619	21	137	3,576	96	24	765
23	5,027	24	125	3,780	76	18	1,004
24	3,962	9	111	2,975	49	11	807

（資料出展：岡崎警察署）

住宅等を狙った忍込みや居空き等については、家人等と遭遇した場合凶悪犯罪に発展する恐れがあることから、「玄関や窓にはツーロックをする」、「家の周囲にはしご等は置かない」などの防犯対策が必要です。

乗物盗では依然として自転車盗が最も多くなっていますが、自転車等の駐輪場だけでなく自宅においても発生していることから、必ずツーロックをして盗難に遭わない対策が求められます。

■ 罪種別窃盗犯発生状況（件）

罪種	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
侵入盗計	657	548	569	505
空巣	274	187	197	211
忍込み	68	99	118	113
居空き	14	19	19	14
その他	301	243	235	167
乗物盗計	1,362	1,117	1,093	906
自動車盗	167	129	143	154
オートバイ盗	119	160	132	103

自転車盗	1,076	828	818	649
非侵入盗計	2,243	1,911	2,118	1,564
ひったくり	44	18	11	15
車上ねらい	573	372	499	344
部品ねらい	450	310	355	271
自動販売機ねらい	104	184	184	49
その他	1,072	1,027	1,069	885
合 計	4,262	3,576	3,780	2,975

(資料出展：岡崎警察署)

3 現行の防犯活動行動計画の検証

(1) 数値目標の達成状況

第2次防犯活動行動計画では「防犯意識の高揚」、「子どもの安全確保、女性・高齢者等の安全対策」、「防犯性を向上する基盤整備の推進」、「地域の自主防犯活動の推進」の4項目を重点目標に掲げ施策を実施することで、平成20年の市内での窃盗犯認知件数4,398件を基準として、毎年5パーセント減少させ平成23年には3,771件と目標を設定しました。

平成21年及び平成23年では目標値に届きませんでした。平成24年を含む4ヶ年では目標を達成することができました。

■ 罪種別窃盗犯発生状況 (件)

項 目	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年(参考)
目標値(A)	4,178	3,969	3,771	3,582
実績値(B)	4,262	3,576	3,780	2,975
比較(A)－(B)	－84	393	－9	607

(2) 施策の取組み状況

第2次防犯活動行動計画では、広報活動等を中心とした「啓発等による犯罪予防の取組み」、公共施設や通学路等の防犯性の向上を図るための「環境整備による犯罪抑止の取組み」、地域において活動する自主防犯活動団体との連携・支援を推進する「防犯性向上の地域形成の取組み」の3つの分野で様々な施策に取り組み、概ね計画どおりに実施することができました。

しかし、防犯意識の高揚は大切であり継続的に実施していく必要があるとした意見がある一方で、「犯罪が減少した数値的な効果が見えにくい」、「防犯に対して今まで以上に關心をもってもらふ工夫が必要」、「防犯活動に対する予算や人員の確保等が求められる」等の課題もありました。

■ 施策実施状況一覧（件）

項目	計画した施策 (A)	実施した施策 (B)	達成率 (B)/(A)%
啓発等による犯罪予防の取組み	72	67	93.1
環境整備による犯罪抑止	43	36	83.7
防犯性向上の地域形成	24	24	100.0
計	139	127	91.4

(3) 防犯活動団体等の状況

犯罪を減少させ安全な地域づくりを推進するためには、それぞれの地域で防犯活動を推進する団体や青色回転灯装備車（青パト）によるパトロールも有効かつ効果的な手法の一つです。今後とも防犯団体等と連携しながら地域安全の向上に努めます。

■ 防犯団体等の推移（3月末現在）

項目	平成21年	平成22年	平成23年
(1) 自主防犯活動団体数	131	147	149
(2) 同 活動人員	13,099	13,488	12,854
(3) 青色回転灯団体数	34	38	40
(4) 同 装備車数	344	311	328

4 防犯に係るアンケート

(1) アンケートの実施

本市の刑法犯認知件数は平成16年をピークとし、減少傾向にありましたが、平成23年に入り住宅侵入盗や自動車、自転車盗が多発する緊急事態が続き、8月末現在では約3,500件と前年に比べ、約430件増加しました。

犯罪抑止は警察や行政、事業所、地域との連携により効果的に図られることから、それぞれの地域において防犯や犯罪発生についてどのような考え方やニーズ

を持っているのか、また、今後、地域防犯を継続的に実施していくためにはどのような課題があるのか、などを明確にするため、市内の全総代 553 人を対象にアンケート調査を実施しました。

(2) 結果に関する考察

アンケート全般から勘案すると、治安が悪いと感じている回答は少ないものの、大型商業施設、又は鉄道の駅を抱え、自転車盗、万引き等が多発している地区からは犯罪発生を懸念する声がありました。

また、地域防犯を推進するための課題については、以前と比較して連携意識が希薄になっていること、住民の高齢化等の要因から防犯活動への参加者が増えないこと、防犯に関する専門知識や情報が不足していること、また研修会等を市全体で実施し情報共有してほしい等の意見がありました。

このアンケートの中で、犯罪発生につながる要因を聞いていますが、特に防犯灯の球切れや不法投棄への対応を求める声が多くありましたが、犯罪抑止策の一つとして「明るさ」があり、また「割れ窓理論」²のように不法投棄や落書きなどの対応を推進することが犯罪抑止に繋がるものと考えます。

また、研修会の開催や防犯情報の共有・発信等についても、計画的な実施を通して様々な地域や世代の方々に対して防犯意識の向上を図ることが必要です。

5 犯罪発生の傾向と課題

平成 23 年の岡崎警察署管内では、凶悪犯罪に結びつきかねない住宅対象侵入盗（空き巣、忍込み、居空きなど）及び自動販売機ねらいが愛知県内警察署別の認知件数においてワースト 1 位であり、自転車盗、自動車関連窃盗についても、県内上位を占めています。

このような状況ながら、アンケートにおいて体感治安が「悪い」と感じている市民の方々が少ないのは、身近で発生している犯罪の大半が凶悪犯罪ではなく、大型商業施設、駅周辺での自転車盗、万引き等の被害であることに起因すると推察されます。犯罪の発生しにくい地域づくりを推進するためには、罪種ごとに適切な施策を検討し実施していかなければなりません。

また、全国的な傾向ですが、近年、高齢者世帯を中心に親族や市職員等を名乗っ

² 割れ窓理論 「建物の窓が壊れているのを放置すると、誰も注意を払っていないという象徴になり、やがて他の窓もまもなく全て壊される。」との考え方から作られた環境犯罪学上の理論

た振り込め詐欺の前兆と推測される電話に関する警察への通報が増加しており、本市においても実際に被害が発生しています。未然防止を図るため、市広報誌等による周知や総代会、民生児童委員、老人クラブ等の方々に情報提供し、連携して被害防止に努める必要があります。

第3章 計画の目標と重点目標

1 計画の目標

犯罪のない安全で安心な地域社会を実現するためには、常に犯罪発生に対し危機感を持ち、継続的に犯罪抑止に努めることが大切です。

一般的に、犯罪件数の減少と体感治安の向上が求められますが、体感治安の向上は、犯罪への警戒感の低下を招き、犯罪件数の増加に繋がる恐れがあります。

体感治安の評価は「暮らしやすさ」の指針にはなりますが、犯罪件数の減少につながるものではありません。市民に犯罪が発生している事実に関心を持ってもらうような施策を継続的に実施し、その効果として犯罪件数の減少を目指します。

平成24年までの人口1,000人当たりの刑法犯認知件数（刑法犯認知率）については、平成22年中の発生件数は4,619件で人口は376,441人（1月1日現在、以下同じ。）となっているため1,000人当たり12.3件、平成23年中の発生件数は5,027件で人口は376,306人となっているため13.4件、平成24年中の発生件数は3,962件で人口は378,080人となっているため10.5件の認知率となっています。

第3次防犯活動行動計画では、この認知率を前年対比で5パーセント減少させ平成27年末に1,000人当たり9.0件以下とすることを犯罪件数抑止目標として定めると同時に、地域で防犯活動を積極的に実施している各自主防犯活動団体の加入者を約5パーセント増加させ13,500人以上とすることを数値目標として設定します。

■ 刑法犯認知率（1,000人当たり）の推移

年	刑法犯認知件数	人口（1月1日）	刑法犯認知率（件）	増減
22	4,619	376,441	12.3	-2.0
23	5,027	376,306	13.4	1.1
24	3,962	378,080	10.5	-2.9
目標（27）	—	—	9.0	-1.5

（岡崎警察署資料より算出）

■ 自主防犯活動団体の加入者状況（年度末）

年度	自主防犯団体数	人数	増減状況
21	131	13,099	
22	147	13,488	389
23	149	12,854	-634
目標（27）	160	13,500	646

2 重点目標

第2次岡崎市防犯活動行動計画の実施状況及び市内の犯罪発生状況を踏まえ、「防犯知識の普及啓発」、「地域防犯活動の促進」、「子ども、女性、高齢者など防犯上の配慮を要する人への安全対策」、「犯罪が発生しにくい環境づくり」、「多発犯罪への重点的な対策」の5項目を重点目標として、犯罪抑止のための様々な施策を推進します。

(1) 防犯知識の普及啓発

犯罪は私達の日常生活の中で発生しており、外出するときには家に施錠をすることや車の中に荷物を置いておかない、自転車は二重ロックをするなどの日頃の行動で被害を防ぐことができます。理解していることと実践できることとは大きな違いがあり、ここに「犯罪に遭う・遭わない」の境界線があります。

防犯意識の向上とその実践を、市民一人ひとりが確実に実施する地域づくりを推進するために、犯罪情報や防犯知識の普及啓発を図ります。

(2) 地域防犯活動の推進

犯罪抑止のためには警察だけでなく、地域において自主的な防犯活動への取り組みが重要であり、その活動が活発な地域ほど犯罪に対する危機管理意識が高く、「地域の目」としての役割を担っており、犯罪抑止の観点からは優れた地域と考えられます。

しかしながら、参加者の多くが高齢のボランティアであるという状況から、この活動を継続的に実践するためには、年代を問わず多くの方が参加できる取り組みを支援することが重要であり、今後とも地域の方々と連携しながら事業所等への呼びかけなど参加者の拡充を図ります。

(3) 子ども、女性、高齢者など防犯上の配慮を要する人への安全対策

犯罪には自動車盗や窃盗、恐喝や痴漢行為など様々な種類がありますが、子どもや女性、また高齢者など一般的に犯罪に対して弱い立場の人を狙った事件等が多発しています。

犯罪に巻き込まれないようにするための知識等の習得や地域での防犯教室などへの積極的な参加を促すなど地域全体での取り組みを推進します。

(4) 犯罪が発生しにくい環境づくり

犯罪を抑止するためには、地域全体で声かけ運動や防犯パトロールの実施、また小学校での通学時の見守り活動など、目に見える行動に併せて、市民一人ひとりが、

- ◎ 住宅等に侵入する場合時間を要する鍵等の対策である「時間」
- ◎ 家や周囲等を明るくする対策である「光」
- ◎ 警報装置や防犯砂利で侵入を知らせる対策である「音」
- ◎ 不審者への声かけ等など地域ぐるみで犯罪抑止を図る対策である「地域の目」

の4原則を心がけ取組みを行っていくことが大切です。

また、少子高齢化や国際化、また核家族化の進展等により社会環境も変化し、個人のライフスタイルや価値観も多様化しており、従来の近所付き合いが減少したことから、地域に知らない人が入ってきても気がつかない場合もあります。

このような住環境の変化に対応するため、声かけ運動の推進や防犯に関する意識啓発を通して、多くの方々が防犯活動に参加する体制づくりを推進します。

(5) 多発犯罪への重点的な対策

市民の生命と財産に大きな影響を及ぼしかねない住宅対象侵入盗（空き巣、忍込み、居空きなど）、自動販売機ねらい、自動車関連窃盗（自動車・車上狙い・部品狙い）、自転車盗や高齢者を狙う振り込め詐欺など市内で多発する犯罪を減少させるため、「地域」、「職場」、「学校」、「家庭」で実践できる防犯対策を重点的に講じる環境づくりを推進します。

第4章 重点目標達成ための施策の展開

5つの重点目標を推進するために下記の通り必要な施策を実施します。

1 防犯知識の普及啓発

(1) 犯罪発生情報の提供

市内で発生した学区の犯罪発生状況を市ホームページに掲載し、登録者には「防犯情報メール」などを活用して情報を提供します。また、市政だより「おかざき」に「安全安心一口メモ」として、防犯や振り込め詐欺などの犯罪抑止に係る情報を定期的に掲載し、未然防止を図ります。(安全安心課)

(2) 街頭キャンペーンの実施

犯罪抑止のため、年4回の「安全なまちづくり市民運動」の期間中を中心として、スーパーなどの商業施設や、公園、駅周辺等において街頭キャンペーンを積極的に開催し、住宅対象侵入盗や自転車盗など多発する犯罪発生情勢を広く周知し、抑止に努めます。(安全安心課、警察署、地域、関係団体等)



※街頭キャンペーン（岡崎公園）

2 地域防犯活動の推進

(1) 自主防犯活動団体との連携

地域において防犯活動の主体となる自主防犯活動団体との連携や支援を通して、危機管理意識の醸成や地域内の防犯パトロールによる犯罪抑止が図られます。

現在パトロールに必要な防犯グッズの配布支援や



※パトロール用キャップ

防犯情報の提供などを

実施していますが、自主防犯活動団体構成員の高齢化等の課題もあり、若年層も取り込んだ防犯教室等を計画し、団体への加入促進に取り組むなど、積極的に構成員の増加対策に取り組めます。(安全安心課、警察署、地域、関係団体等)



※パトロール用マグネットシール

(2) 地域の実情に応じた防犯活動の推進

地域における犯罪抑止のためには、地域の実情に応じた防犯活動を継続的に実施することが必要です。犯罪は時期や場所等も一定していません。今まで発生したことのない場所でも、犯罪が起こる可能性はあります。

多くの方々が地域における防犯活動へ参加する取組みや警察、行政等と犯罪抑止に係る研修会や勉強会を開催するなど、地域や警察、関係団体等と連携して取り組みます。(安全安心課、警察署、地域)

(3) 青色回転灯パトロール

夜間における青色回転灯装備車によるパトロールは、犯罪抑止に一定の効果があることから、市内でも40団体、329台(平成24年4月1日現在)が登録されるなど、多くの地域の方々が実施しています。

このパトロールの基本的なルールとしては、2名以上で乗車すること、愛知県警察本部長名の実施者証を携帯し、車外に見えるように標章を掲示すること、登録した車両は週1回以上パトロールを行うこと、交通マナーを遵守すること、の4項目があります。



※青色回転灯パトロール車出発式

夜間における視認性も高く、効果的な注意喚起が図られることから、実施する団体及び登録車両の増加を推進します。(安全安心課、警察署、地域)

(4) 研修会・講習会の実施

自主防犯活動を推進するため、市内の犯罪情勢や未然防止に必要な対策や心構



※自主防犯団体研修会

えなどの知識や防犯情報の共有を図るために研修会や講習会、防犯教室等を開催します。

また、それぞれの地域で実施している独自の防犯活動や取組み事例を発表しながら、防犯意識と連帯意識の向上を図ります。(安全安心課、警察署)

3 子ども、女性、高齢者など防犯上の配慮を要する人への安全対策

(1) 子ども、女性を対象とした防犯教室や護身術講座の開催

平成23年中の愛知県内における13歳未満の子どもに対するわいせつ等の目的で声をかけたり、つきまとったりした事案の警察への届出件数は、442件ありました。

例年、学校等での防犯教室を年間20回程度開催していますが、より多くの地域で防犯意識の向上を促進するため、要望を踏まえ警察等と連携しながら計画的に実施します。(安全安心課、学校指導課、警察署)

また、13歳以上の女性を対象とした「声かけ」や「つきまとい」などの事案の警察への届出件数は、1,857件ありました。

女性の被害を防止するため女性従業員や専門学生等を対象とした防犯教室、護身術訓練等の研修会を実施します。(安全安心課、警察、事業所)

(2) 地域安全パトロールへの支援

地域の方々が主体となって、通学時の生徒・児童を見守り、防犯上の配慮を要する危険な場所等を確認しながらパトロールすることは、防犯意識の向上だけでなく犯罪抑止にも大きな効果があります。それぞれの地域の事情を踏まえ、計画的かつ継続的に活動することで、安心して暮らせる地域づくりが図られます。

パトロールを効果的に実施するために、防犯グッズやパトロール用品の貸与や提供、研修会等の開催を通じて防犯情報を提供するなど、活動を支援します。(安全安心課、警察署、地域、関係団体等)



※見守り隊の活動風景

(3) 出前講座による防犯教室等の開催

市内の犯罪発生状況を知り、犯罪にあわないための知識を得て、これを実践していただくため、出前講座等により防犯教室を開催しています。

また、高齢者についても、路上での引ったくりや、電話による振り込め詐欺などの被害が懸念されるため、広報、啓発に努め、職員等が高齢者世



※出前講座

帯を訪問する際や、敬老会、高齢者交通安全教室など、高齢者が集まる機会を捉えて犯罪情報の提供や注意喚起を行います。(安全安心課、長寿課、警察署)

(4) 防犯指導及び啓発活動の実施

犯罪抑止のための啓発活動は学校、高齢者が集まる集会など様々なイベントが開催される機会を通じて実施するだけでなく、まとまった地域で決起大会などを実施するなど、警察や関係団体とも連携し、展開することが必要です。



※矢作地区犯罪抑止決起大会

今後とも様々な活動を通して、地域に根ざしたきめ細かい対策を展開することで、安全で安心な地域の実現を目指し、防犯キャンペーンなどの啓発活動を実施します。(安全安心課、長寿課、保育課、こども育成課、学校指導課、警察署)

4 犯罪が発生しにくい環境づくり

犯罪は場所や時間を問わず発生しており、また発生場所は、地域の方々が不安に感じる箇所と一致しない場合もあります。過去に犯罪が多発した地域でも防犯活動が活発になれば、その地域での発生が減少します。

したがって、犯罪が発生しにくい地域を作るためには、いわゆる「割れ窓理論」を排除するための不法投棄の減少等の環境美化を推進すること、通学時の見守り活動を実施すること、放置自転車の防止や防犯パトロールを実施すること、町内清掃活動などを実施すること等で、この地域住民の危機管理に対する意識が他の地区と比較し高いことを示すことで、犯罪に強い安全で安心なまちづくりが実現されると考えます。

今後とも市民一人ひとりの防犯意識の向上と地域ぐるみの取組みを支援し、犯罪が発生しにくい環境づくりを推進します。

(1) 声かけ運動

核家族化の進展や人間関係の希薄化等により、近隣にどのような人が住んでいるのか判らない地域が多いのが実情です。地域防犯を推進するためには大人や子ども等とのコミュニケーションを広げ、「地域の目」を積極的に強化することが必要です。

今後も、あいさつや声かけ運動を推進し、地域ぐるみの犯罪抑止を推進します。
(安全安心課、警察署、地域等)

(2) 1軒1灯運動

各家庭において玄関灯や門灯を一晩中点灯することで、自宅の安全だけでなく、地域を明るくして防犯対策を行うため、1軒1灯運動を展開しています。協力していただく家庭には1軒1灯運動プレート配布し、実践していただけるよう要請しており、今後とも多くの方々の参加を推進するために広報啓発に取り組めます。(安全安心課)



※1軒1灯運動

(3) 防犯カメラ

犯罪を抑止するための手法として防犯カメラがあり、全国的にも防犯意識の高まりや防犯活動が活発になると同時に、商店街や駅周辺等では防犯カメラの設置が進んできています。

既に市内の市営駐輪場17箇所のうち8箇所には導入していますが、街頭を監視するカメラは、プライバシーの保護や監視社会への嫌悪感から設置について慎重にするべきだとの声も多くあります。



※防犯カメラ

それぞれの地域で、街並みや道路状況、学校や病院等の公的施設の配置などが異なりますが、防犯カメラの設置により一定の犯罪抑止効果もあるとされています。

このような状況を踏まえ、市内で刑法犯認知件数が多い地域であること、公共的な空間で地域の理解が得られること、適正な維持管理が図られることなど、一定の要件をクリアする場所を調査・抽出し、本計画期間中に一定期間防犯カメラを設置する検証実験を行います。

この結果を踏まえて、導入の効果や必要性、課題など様々な視点から検討を行います。(安全安心課、警察署、地域)

(4) 合同パトロールによる地域・行政と警察の連携

犯罪抑止のためには警察官が各家庭を回る巡回連絡や地域で行われる行事や会合等へ出席し、犯罪情勢などの情報提供や防犯対策の指導、警察車両による巡回パトロールの強化などが求められます。

しかしながら、市域も広く、警察や行政だけで安全を確保することは困難であり、市民一人ひとりが自らできる安全対策を実践し、地域が連携して、自分たちの町から犯罪を追放するという強い気持ちが必要です。

今後とも警察による巡回強化だけでなく、地域等とも連携した合同パトロールを実施するなど、犯罪に強い地域づくりを目指します。(警察署、地域、安全安心課)

(5) 暴力団排除の推進

本市では暴力団排除について基本理念や市の責務及び市民の役割を明らかにし、暴力団排除を推進するために必要な事項を定めることで、安全・安心に暮らすことができる社会の実現に資することを目的とした暴力団排除条例を平成 24 年 4 月 1 日に施行しました。

市の事務及び事業からの暴力団の排除と市の公の施設の利用について暴力団の



※岡崎額田暴力追放市民会議 (りぶら)

利益になるような利用の制限を規定し、警察等とも連携を図りながら、排除を進めます。

今後とも犯罪のない安全・安心な社会の実現を図るため、関係部署や施設管理者等と連携を図りながら、暴力団排除に取り組みます。(安全安心課、警察署、関係各課、施設管理者等)

(6) 老朽化した空き家対策の推進

老朽化した空き家等については、連れ込みなど犯罪の温床となる懸念があることから所有者又は管理者に対して適正管理を指導していきます。

現在、関係部署が連携して老朽化した空き家に対してどのように指導し、対策を実施するのかを検討するための空き家等検討会議を開催しています。

今後とも、個人の財産であることを十分配慮しながら、建物等の適正管理を推進します。

(安全安心課、環境保全課、道路維持課、建築指導課、消防本部予防課等)

5 多発犯罪への重点的な対策

(1) 学区犯罪マップの作成

犯罪被害に遭わないためには発生場所などの情報提供することで一定の抑止効果が期待できることから、個人情報等に配慮しつつ、犯罪情報の提供を行うため警察と連携し、犯罪発生状況マップを作成し、防犯意識の啓発と地域の防犯パトロールの促進を図ります。(安全安心課、警察署)

(2) 多発する自転車盗難への対策

駐輪場等での自転車盗難防止キャンペーンやツーロックの推奨などの自転車の施錠指導を実施するとともに、放置自転車の撤去を行い、自転車盗難が発生しにくい環境整備を図ります。(警察署、安全安心課)

第5章 計画の推進体制

市内には岡崎額田防犯団体連絡協議会、岡崎額田暴力追放市民会議、自主防犯活動団体、青色回転灯パトロール団体など様々な組織や団体が「自分たちの地域から犯罪をなくして、安全で安心な地域や町内をつくりたい。」との強い思いから活動しています。

また毎年2月には、市民一人ひとりが犯罪抑止、交通事故抑止への強い意識を持ち、岡崎市民全員が一丸となって活動を推進していくため、「交通安全地域安全市民総決起大会」を開催しています。

今後も地域の関係団体や警察等と連携し、犯罪のない安全・安心なまちづくりのため積極的に計画を推進してまいります。

資料1 施策一覧

I 防犯知識の普及啓発

◇ 市の取り組み

1 犯罪発生情報の提供

担当課	取り組み内容	備考（目標等）
安全安心課	市政だよりに「安全安心だより」を掲載	年6回程度
	市政だよりに「窃盗犯発生状況」を掲載	月1回
	携帯電話への不審者情報等の防犯情報の配信 (防犯情報メール)	随時
	F M岡崎による防犯広報	年1回

2 街頭キャンペーンの実施

担当課	取り組み内容	備考（目標等）
安全安心課	街頭犯罪撲滅キャンペーンの実施	年5回程度
	振り込め詐欺防止キャンペーンの実施	年2回程度
	地域安全市民総決起大会の開催	年1回
教育委員会	青少年非行防止街頭啓発	年3回
社会教育課	青少年健全育成啓発	随時
生活衛生課	薬物乱用防止キャンペーン	年1回以上

3 防犯グッズの展示

担当課	取り組み内容	備考（目標等）
安全安心課	防犯グッズの展示	常時展示

4 事業者への啓発・協力依頼

担当課	取り組み内容	備考（目標等）
安全安心課	事業者団体等への啓発・協力依頼	随時
都市計画課	「水と緑・歴史と文化のまちづくり条例」の特 定事業者への啓発・協力依頼	全申請事業者

5 防犯講座・防犯講習会等の実施

担当課	取り組み内容	備考（目標等）
安全安心課	防犯講座	月3回程度
	防犯出前講座「見直しましょう！住まいの防犯 対策」等	年3回程度
文化総務課	指定管理者の防犯実務研修会	年1回程度
施設所管課	全館委託管理者への防犯実務研修会	年1回程度

6 アンケートなどによる市民意識の把握

担当課	取り組み内容	備考（目標等）
安全安心課	防犯に関するアンケート	随時

7 関係機関との連携

担当課	取り組み内容	備考（連携先）
安全安心課	防犯全般にわたる相互協力及び必要情報の共有	警察
関係各課	犯罪情報等の提供や防犯対策の指導及び講義の開催	警察
健康増進課	自傷他害の精神症状を呈した場合の通報の受理・進達など未然防止・再発予防に向けた適正支援	警察
岡崎市保健所精神保健福祉連絡会議	精神障がい者地域自立支援に向けたネットワーク整備	警察
安全安心課	防犯全般にわたる相互協力及び必要情報の共有等	岡崎額田防犯団体連絡協議会
岡崎警察署	防犯全般にわたる相互協力及び必要情報の共有等	岡崎額田安全なまちづくり推進協議会

8 その他機関との連携

実施主体（担当）	取り組み内容	備考（連携先）
健康増進課	心身喪失者等医療観察法施行に基づく地域精神保健福祉活動の推進	保護観察所
生活衛生課	年1回の協議会の開催と活動の活性化	岡崎地区薬物乱用防止推進協議会
長寿課	年6回のネットワーク会議の開催	高齢者虐待防止ネットワーク

◇ 警察等の取り組み

1 広報活動の推進

実施主体	取り組み内容	備考（目標等）
防犯協会	岡崎額田防犯団体連絡協議会による防犯看板・啓発チラシの提供	随時配付
愛知県警 岡崎警察署	愛知県警及び岡崎警察署ホームページによる犯罪情報・防犯情報の提供	月1回更新
岡崎警察署	携帯電話への不審者情報等の防犯情報の配信 (防犯情報メール、パトネットあいち)	随時配信
	岡崎市ホームページへの犯罪情報等の提供	月1回提供

2 事業者への啓発活動

実施主体	取り組み内容	備考（目標等）
防犯協会	岡崎額田防犯団体連絡協議会会員に対する犯罪情報の提供	随時
岡崎警察署	岡崎額田防犯団体連絡協議会会員に対する犯罪情報等の講話	年2回
	事業者団体等に対する広報啓発媒体の拡充	随時
	岡崎額田コンビニ協会への犯罪情報提供	随時

◇ 事業者の取り組み

1 従業員への啓発

実施主体	取り組み内容	備考（目標等）
各事業者	防犯協会を通して犯罪情報を収集し、事業所内で共有	随時
	防犯知識の普及、意識啓発のための研修会の開催	各事業所

II 地域防犯活動の推進

◇ 市の取り組み

1 自主防犯活動団体との連携と地域の実情に応じた防犯活動の推進

担当課	取り組み内容	備考（目標等）
安全安心課	防犯パトロールマニュアルの配付	全防犯ボランティア団体
	防犯パトロール用資材の支援	全防犯ボランティア団体
	青色回転灯の貸与	登録車両に貸与
	自動車防犯パトロール用マグネットシートの配付	全防犯ボランティア団体
	防犯ボランティア団体研修会の開催	年1回
	防犯パトロールへの参加	希望団体
	合同での街頭キャンペーンの開催	希望団体
	講習会・研修会の開催	全防犯ボランティア団体
市民協働推進課	市民活動総合補償保険の周知・活用による活動支援	全防犯ボランティア団体

2 その他の団体の活動支援

担当課	取り組み内容	備考（目標等）
健康増進課	薬物依存者・アルコール依存症の自助グループ活動支援	断酒会等相互支援・定例会の開催
教育委員会 学校指導課	スクールサポートボランティアの拡大	全小学校区の登下校の安全確保

◇ 警察等の取り組み

1 市民活動への支援

実施主体	取り組み内容	備考（目標等）
岡崎警察署	講習会・研修会等への講師（警察官）派遣	随時
	ボランティア団体との合同パトロール及び合同補導	随時
防犯協会	各種ボランティア団体等に対する犯罪情報の提供	随時
	ボランティア団体に対する活動物品支援	随時
	各学区への犯罪情報等の提供	月1回

2 事業者等の活動の促進

実施主体	取り組み内容	備考（目標等）
岡崎警察署 防犯協会	防犯協会等関係事業所に対する地域安全活動への参加促進	随時
	防犯協会等関係事業所に対する自主防犯活動の促進	随時
	コンビニ等における地域のセーフティステーション活動の促進	随時
	ボランティア団体の結成促進と育成	随時
岡崎警察署	岡崎額田安全なまちづくり協議会関係事業者に対する犯罪情報提供と自主防犯活動活性化の働きかけ	随時

◇ 市民の取り組み

1 地域コミュニティの強化

実施主体	取り組み内容	備考（目標等）
地域 (学区・町内会)	地域防犯ボランティア団体の結成	全学区
	地域防犯ボランティア団体による防犯活動（防犯パトロール等）への積極的な参加	地域住民の相互扶助の強化、情報の共有
	犯罪弱者（老人、女性、子どもなど）を地域で犯罪から守る体制づくり	
	町内の危険箇所の点検	
	防犯講習会・研修会等の企画・参加	

◇ 事業者の取り組み

1 施設等の防犯対策

実施主体	取り組み内容	備考（目標等）
事業者	地域安全活動への積極的な参加及び自主防犯活動の推進	随時
コンビニ等の事業者	セーフティステーション活動の推進	随時

Ⅲ 子ども、女性、高齢者など防犯上の配慮を要する人への安全対策

◇ 市の取り組み

1 犯罪発生情報の提供

担当課	取り組み内容	備考（目標等）
教育委員会 社会教育課	愛護センターによる不審者情報提供	迅速な提供
長寿課	各単位老人クラブへの愛知県警からの防犯情報の伝達	年3回程度
	各単位老人クラブの防犯自主講座	それぞれ年1回以上
住宅課	市営住宅管理人会議において高齢者に対する防犯の呼びかけ	年1回

2 防犯講座・防犯講習会等の実施

担当課	取り組み内容	備考（目標等）
安全安心課 岡崎警察署	女性に対する護身術講座	随時

3 生徒・児童・園児等に対する防犯対策

(1) 防犯ブザー等の配付

担当課	取り組み内容	備考（目標等）
安全安心課	小学生に防犯ホイッスルを配付	全新1年生
	中学生に防犯ブザーを配付	全新1年生

(2) 防犯教室・不審者侵入訓練などの実施

担当課	取り組み内容	備考（目標等）
安全安心課	防犯教室の開催	全小学校年1回
	不審者侵入訓練の実施	全小学校年1回
保育課及び こども育成課	不審者侵入訓練の実施	全保育園・幼稚園 全学区こどもの家・全児童育成センター 年1回
生活衛生課	薬物乱用防止教室	中学2年生年1回

(3) 学校・園等の施設の防犯性の向上

担当課	取り組み内容	備考（目標等）
教育委員会 学校指導課	校内防犯用具の設置	全小中学校

(4) 通学路の安全点検

担当課	取り組み内容	備考（目標等）
教育委員会 学校指導課	通学路の安全点検	学期1回、通学団・会ごと

(5) 防犯マップの作成

実施主体（担当）	取り組み内容	備考（目標等）
教育委員会 学校指導課	小中学校区防犯マップの作成	全小中学校作成と更新

(6) 危機管理マニュアルの作成と訓練の実施

担当課	取り組み内容	備考（目標等）
教育委員会 学校指導課	学校危機管理マニュアルの作成と訓練の実施	年1回更新と実施

4 関係機関との連携

担当課	取り組み内容	備考（連携先）
家庭児童課	未然防止・再発予防に向けた適正支援児童虐待防止プログラム実施	警察
家庭児童課 (岡崎市要保護 児童対策協議 会)	未然防止・再発予防に向けた会議開催等ネットワーク整備	警察
安全安心課	子ども被害情報の共有と市民への配信	少年愛護センター
教育委員会	少年愛護センターの適正な運営	少年愛護センター
社会教育課	非行防止のための事業所での街頭補導活動	協力事業所
教育委員会	月1回の生徒指導主事会開催	生徒指導主事会
学校指導課	連携強化のための中学校区児童・生徒健全育成協議会の年2回の開催	年2回、学校・家庭・地域

◇ 警察等の取り組み

1 生徒・児童・園児等に対する防犯対策

実施主体	取り組み内容	備考（目標等）
岡崎警察署	防犯講話（連れ去り防止等こども安全）	随時
	不審者侵入等対応訓練、講話	随時
	不審者侵入対策における、学校・園等施設面の安全点検	随時
	教職員等に対する防犯講話、勉強会、研修への講師（警察官）派遣	随時
	中学校区児童・生徒健全育成協議会への参加	随時
	市教育委員会との少年非行等に関する情報交換	月1回
	防犯少年団の結成と支援	随時
岡崎警察署 安全安心課	護身術講座	随時
岡崎警察署 防犯協会	「こども110番の家」の拡充	随時

◇ 事業者の取り組み

実施主体	取り組み内容	備考（目標等）
事業者	女性従業員への護身術講座等の開催	随時

Ⅳ 犯罪が発生しにくい環境づくり

◇ 市の取り組み

1 犯罪抑止・被害防止に配慮した環境整備

(1) 公共施設の防犯チェック

担当課	取り組み内容	備考（目標等）
文化総務課 及び施設所管課	公共施設の防犯確認強化	毎日
都市計画課	「水と緑・歴史と文化のまちづくり条例」に基づく公共施設等の特定事業計画協議における防犯チェック実施	特定事業計画協議申出書受付時
公園緑地課	公園の夜間パトロールの実施	2～3回/年

(2) 公共施設等の防犯性の向上

担当課	取り組み内容	備考（目標等）
文化総務課及び 施設所管課	防犯マニュアルの作成	全施設
看護専門学校	防犯マニュアルの作成	学生に配布
文化総務課 及び施設所管課	駐車場、施設周辺夜間照明実施	随時
施設所管課	防犯用監視カメラの設置	随時
公園緑地課	樹木剪定による見通しの確保	地元要望の強い公園で実施
	公園灯設置	地元要望の強い公園で実施
安全安心課	防犯灯新設	地元要望により設置
	自転車駐車場に防犯カメラを設置	年1箇所程度

(3) 公用車等による巡回

担当課	取り組み内容	備考（目標等）
安全安心課	青色回転灯装備模擬パトロールカーによる市内巡回	平日昼間
	青色回転灯装備模擬パトロールカーによる緊急パトロール	随時
	公用車に防犯パトロール中のマグネットシート貼付	全車に貼付
	夜間青色回転灯によるパトロール（警備会社）	年100日程度の巡回
環境保全課	職員による不法投棄監視パトロール	平日

(4) 防犯カメラの効果の検証

担当課	取り組み内容	備考（目標等）
安全安心課	犯罪多発地区への防犯カメラの試験的設置	効果の検証

(5) 暴力団排除の推進

担当課	取り組み内容	備考（目標等）
安全安心課	公の事務・施設からの暴力団の排除	完全排除

(6) 有害環境の改善

担当課	取り組み内容	備考（目標等）
安全安心課	老朽化した空き家対策の推進	適正管理
生活衛生課	大麻・けし等の除去	随時

◇ 警察等の取り組み

1 市民活動への支援

実施主体	取り組み内容	備考（目標等）
岡崎警察署 安全安心課	地域安全パトロールとの合同パトロールの実施	随時
岡崎警察署	青色回転灯によるパトロール活動希望者 地域安全パトロール隊発足前の事前講習実施	随時
	警察官による各町の防犯診断等の安全点検	随時

2 犯罪抑止に配慮した環境整備

実施主体	取り組み内容	備考（目標等）
岡崎警察署	「水と緑・歴史と文化のまちづくり条例」に基づく特定事業計画協議による特定事業者との総合的な防犯対策協議	随時
	不法看板、ビラの取締撤去	随時

◇ 市民の取り組み

1 不法侵入を許さない住宅の整備

実施主体	取り組み内容	備考（目標等）
市民	住宅の防犯チェック	防犯意識の定着
	防犯性の高い施錠装置への切替えやワンドア ツーロックの実施	住宅の防犯性の向上
	窓ガラスなどの防犯対策 (防犯フィルム、防犯ガラスなど)	住宅の防犯性の向上
	侵入の補助となりそうな物の撤去	住宅の防犯性の向上
	飼犬の番犬としての活用	住宅の防犯性の向上
	センサーライト・警報装置、玉砂利（踏むと比 較的大きな音がする）などのホームセキュリテ ィ用品の活用	住宅の防犯性の向上
	照明を明るくしたり、垣根を低くして見通しの 確保	住宅の防犯性の向上

2 自動車・オートバイ・自転車の盗難防止

実施主体	取り組み内容	備考（目標等）
市民	駐車場に照明、侵入防止柵等を設置	防犯性の向上
	施錠の徹底（ツーロックの推奨）	防犯意識の定着
	防犯登録の推奨	防犯性の向上
	車輻盗難防止センサーなどの防犯装置の活用	防犯性の向上
	車内に貴重品やかばんなど犯罪者の興味をひ くものを放置しない	防犯意識の定着

3 その他の取り組み

実施主体	取り組み内容	備考（目標等）
市民	一軒一灯運動への参加協力	防犯意識の定着 防犯性の向上
	声かけ運動への参加	犯罪の抑止 防犯意識の定着
	市や警察などからの犯罪・防犯情報に日頃から 注意する	防犯意識の啓発

事業者の取り組み

1 施設等の防犯対策

実施主体	取り組み内容	備考（目標等）
事業者	駐車場の照明灯の設置及び死角になる場所の解消	全施設
	事業所施設の防犯チェック	全施設
	事業所車両での防犯活動	全施設
	防犯カメラの設置	必要施設

V 多発犯罪への重点的な対策

◇ 市の取り組み

担当課	取り組み内容	備考（目標等）
安全安心課	岡崎市防犯マップの配布	—
	模擬パトロールカーによる広報	—
	青色回転灯装備パトロールカーによる夜間巡回	—
	市政だより等による情報提供	多発犯罪に的を絞った広報啓発活動
	放置自転車の撤去	—

◇ 市及び警察等の連携した取り組み

実施主体	取り組み内容	備考（目標等）
岡崎警察署 安全安心課	多発地区を対象とした総決起大会の開催	—
	多発犯罪を対象とした街頭キャンペーン	—
	駅駐輪場等での自転車盗難防止キャンペーン	—

◇ 市民の取り組み

実施主体	取り組み内容	備考（目標等）
多発地域 (学区・町内会)	防犯講習会・研修会等の企画・参加	—
	地区内の防犯に関する弱点の再確認	—
	地元自主防犯団体によるパトロール	—
	ツーロック等施錠の徹底（住宅侵入盗対策）	—
	ツーロック等施錠の徹底（自転車盗対策）	—
	車内に貴重品やかばんなど犯罪者の興味をひくものを放置しない（車上狙い対策）	—
	犯罪弱者を地域で犯罪から守る体制づくり（振り込め詐欺など）	—

◇ 事業者の取り組み

実施主体	取り組み内容	備考（目標等）
事業者	事業所施設の再防犯チェック	—
	事業所車両での防犯活動	—

資料2 平成23年度実施アンケートの概要

1 調査期間 平成23年10月15日(土)～31日

2 調査対象者 岡崎市内全総代553名

3 回収状況 (1) 回収数 466人

(2) 回収率 84.3%

4 質問と回答

質問Ⅰ あなたや地域の方達は、最近の町内の犯罪発生状況や治安についてどのような認識ですか？

1 犯罪が発生していない、又は少ないため治安は良いように感じる。	169人	36.3%
2 治安はあまり意識したことはないが、悪いとは思わない。	144人	30.9%
3 犯罪発生のお話を聞きしており、治安が悪いと感じる。	144人	30.9%
4 無回答	9人	1.9%

質問Ⅱ 前の質問で「3」を選んだ方にお聞きします。

犯罪が増加したまたは治安が悪くなったと回答されたのは、なぜですか？

1 犯罪発生件数が増えている。	95人	57.2%
2 悪質ないたずらなどが増えている。	24人	14.5%
3 見かけない人が目に付くようになった。	18人	10.8%
4 その他	29人	17.5%

その他

《主な意見》

- 新聞に載るような犯罪が、最近特に多くなったように思えるため。
- 悪質とまではいかないが、「イタズラ」が増えていると感じるため。
- 町内で時々犯罪が発生しているため。
- 隣で車庫荒らし、車上ねらいがあった。
- 侵入盗や側溝のグレーチングが盗まれる事件があったと聞くため。

質問Ⅲ 質問Ⅰで「1」「2」を選んだ方にお聞きします。

防犯に限らず、落書きなどを放置せず、正しく対応をすることが犯罪抑止につながるといわれています。次の項目で、皆さんが心がけていることがありますか？（該当全てに○）

1 防犯灯の球切れ、安全看板の不備に気づいたら、すぐに市等に連絡	343人	73.6%
2 ポイ捨てごみ、不法投棄は通報や片付けなどの対応をしている。	279人	59.8%
3 不審者は地域の人達にも注意するようお互いに伝え合っている。	137人	29.3%
4 住宅や事業所建物付近の可燃物等の放置は声掛けを实践する。	94人	20.2%
5 ご高齢者と機会があれば、振り込め詐欺や悪徳商法などの話をする。	85人	18.2%
6 落書きがあれば管理者や地域の人達と、すぐに消す等の対応を実施	72人	15.4%
7 その他	22人	4.7%

その他

《主な意見》

- ワンワンパトロール隊を結成し、見回り巡回している。(犬の散歩と健康と防犯の為。)
- 月に4回、町独自の伝言板を活用して、町民1軒1軒に配布している。
- 日本人、外国人、大人、子どもを問わず積極的に挨拶のできる町内会を目指している。
- 町内広報を発行して、注意を促している。
- 小学校児童登下校の監視や、防犯パトロールを実施している。
- 小学校の下校時間に合わせてパトロールを行っている。

質問Ⅳ 犯罪に巻き込まれないためには、一人ひとりが気を付けることが大切です。次の項目の中で、住民の方達が意識していると思われる番号に○印を、あまり意識されていないと思われる項目には×印を付けてください。

1 住宅で、防犯フィルムを貼ったり補助錠等を取り付けるなどしている。	○ 101人	× 223人	無回答 142人
2 住宅付近に、侵入の足がかりになるようなものを置かないようにしている。	○ 172人	× 143人	無回答 151人
3 夜中の歩く道に気を付けたり、深夜の外出を控えている。	○ 274人	× 72人	無回答 120人
4 防犯ブザーを携帯している。	○ 40人	× 253人	無回答 173人
5 センサー付きライトを設置している。	○ 281人	× 102人	無回答 63人
6 表札は姓のみを表示し、家族構成がわからないようにしている	○ 175人	× 117人	無回答 174人

その他

《主な意見》

- 戸締り、特に雨戸やシャッターを閉めるようにしている。
- 敷地内をきれいにして、見通しが良いようにしている。
- 防犯上の観点から、犬を飼っている。

- 夜間等のウォーキングは複数で行うようにしている。
- 「自分の身の安全は自分と家族が守れ!」と町内会の会議等で警告している。
- 散歩時に見慣れない人を見た際は、挨拶（声かけ）するよう心がけている。
- 門灯を点灯するようにしている。

質問V 地域で、防犯パトロールなどの活動をしようとした場合、特に困っている項目に○印を付けてください？（3つまで）

1 活動に協力してもらえないメンバーの人数が足りない。	222 人	47.6%
2 活動用のベストや帽子等を調達したいが、資金が足りない。	105 人	22.5%
3 青色回転灯の使用など、許可が必要な場合の手続きが大変	112 人	24.0%
4 活動をマニュアル化する場合など、編集・印刷作業が大変	96 人	20.6%
5 活動の打合せをしたいが、場所がない。	28 人	6.0%
6 防犯に関する専門知識や情報が足りない。	186 人	40.3%
7 その他	44 人	9.4%

その他

《主な意見》

- 現在青色回転灯パトロール隊を編成しているが、今現在困っている事は無いと思う。
- 住民の方々の防犯に関する意識が低下している。
- 高齢者ばかりとなり、中心となってパトロールできる人物が少なくなった。
- 町民に幅広く参加して欲しいが、なかなか参加してもらえない。

質問VI 県内全体で外出時におけるひったくり等の被害が多発しています。

このような犯罪等を減少させるには、「ハンドバッグを車道側の手に持たない。」などの対策を知ることが有効とされています。

現在、市では犯罪発生が多い地区を中心として防犯に関する研修会を実施しています。

今後、あなたの町内や学区等で、防犯に関する研修会の開催を希望しますか？

1 研修等の内容を、まず確認したい。	236 人	51.3%
2 希望する。	120 人	25.7%
3 希望しない。	88 人	18.9%
4 無回答	19 人	4.1%

その他

《主な意見》

- 既に、高齢者・女性対応の研修会や講習会を実施している。
- 高齢者が多く、町内だけでは参加者はほとんどないと思われる。
- 改めて研修会を開催しても、参加者が少ないと思う、敬老会等を利用して講演会等を行ったほうが効果は大と思う。

質問Ⅶ 犯罪を未然に防ぐための対策として、地域における声かけや巡回パトロール等、市、警察、地域が一体となった活動が求められます。

次の中で、今後、あなたの地域で実施、またはさらに強化して行きたいと思われる項目があれば、全てに○印を付けてください。

1 防犯カメラ設置の推進	205 人	44.6%
2 自主防犯活動団体等の育成と防犯活動の強化	160 人	21.1%
3 町内への回覧等を活用した犯罪情報等の周知	329 人	73.7%
4 警察や市と連携した、夜間パトロールの実施・強化	163 人	36.5%
5 犯罪が発生しやすい箇所の学区防犯マップの周知・徹底	170 人	38.1%
6 その他	17 人	3.8%

その他

《主な意見》

- 町民が不審者などに積極的に声かけを行う。
- ご近所の付き合い等地域のコミュニケーションを強化する。
- 立て看板の設置や、各家庭への防犯掲示物の配布などを実施強化していきたい

資料3 関係条例

岡崎市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進条例

平成21年12月21日

条例第41号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全・安心なまちづくりについて基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、犯罪防止に対する意識を高め、もって犯罪の機会を与えない活動を推進し、市民が安全で安心して生活することができるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 犯罪のない安全・安心なまちづくりの推進は、市、市民及び事業者が協働し、犯罪が起これにくい生活環境を保持することにより、市民が安全で安心して生活することができる地域社会の実現を目的として行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、犯罪防止に対する意識の高揚のための啓発活動、情報提供、環境整備その他の必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項に規定する施策を策定し、及び実施するに当たっては、子ども、女性、高齢者等に配慮するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らの生命及び財産を守るため、防犯上の安全の確保に配慮するとともに、防犯に関する知識の習得に努めなければならない。

2 市民は、市及び関係機関が実施する犯罪のない安全・安心なまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その従業員に対し、犯罪防止に関する啓発及び訓練を計画的に実施し、その意識の高揚に努めなければならない。

2 事業者は、その所有し、占有し、又は管理する財産について、犯罪の防止に配慮した措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、地域社会の一員として、市及び関係機関が実施する犯罪のない安全・安心なまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

い。

(自主防犯活動の推進)

第6条 市、市民及び事業者は、犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進するため、積極的に自主防犯活動(犯罪の防止及び安全の確保のために、自主的に行う啓発活動及び実地活動をいう。以下同じ。)を推進するよう努めなければならない。

2 市民又は事業者は、自主防犯活動団体を組織することができる。

3 市は、市が適当と認める自主防犯活動団体に対し、自主防犯活動の推進に必要な支援を行うよう努めるものとする。

(防犯活動行動計画)

第7条 市は、犯罪のない安全・安心なまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、防犯活動行動計画を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の防犯活動行動計画を策定し、及び実施するに当たっては、市民、事業者等の意見を反映させるよう努めるものとする。

(情報の共有と連携)

第8条 市、市民、事業者、自主防犯活動団体及び関係機関は、犯罪防止に関する情報を共有するとともに、緊密な連携を図るよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に策定されている岡崎市防犯活動行動計画は、第7条第1項の規定により策定された防犯活動行動計画とみなす。

岡崎市暴力団排除条例

平成 23 年 12 月 21 日

条例第 31 号

(目的)

第 1 条 この条例は、暴力団の排除について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、市、市民及び事業者が一体となって暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で安心な生活を確保し、及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。次号において「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団の排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及び暴力団員による不当な行為により市民の生活又は市内の事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (4) 事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。

(基本理念)

第 3 条 暴力団の排除は、暴力団が市民の生活及び市内の事業活動に不当な影響を与える存在であることを社会全体で認識した上で、暴力団を利用しないこと、暴力団に協力しないこと及び暴力団と交際しないことを基本として、市、市民及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、市民及び事業者(以下「市民等」という。)の協力を得るとともに、県及び暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体(第 8 条及び第 9 条において「団体等」という。)との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施しなければならない。

2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、警察その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むように努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業により暴力団に利益を与えることとならないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力しなければならない。

3 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、市、警察その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するよう努めなければならない。

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団に利益を与えることとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を公共工事の入札に参加させないことその他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設の利用における措置)

第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の利用の承認の申請があった場合において、当該公の施設が暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定める他の条例の規定にかかわらず、当該他の条例の規定に基づく承認をしないことができるものとする。

2 市長又は教育委員会は、公の施設の利用の承認をした後において、当該公の施設が暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定める他の条例の規定にかかわらず、当該他の条例の規定に基づく承認を取り消し、又は利用を禁止することができるものとする。

(市民等に対する支援)

第8条 市は、団体等と連携し、市民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第9条 市は、団体等と連携し、市民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

第3次岡崎市防犯行動計画

■ お問い合わせ先

発行 岡崎市 編集 岡崎市市民生活部安全安心課

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

電話 : 0564-23-6219 FAX : 0564-23-6570

E-mail : anzenanshin@city.okazaki.aichi.jp

HP : <http://www.city.okazaki.aichi.jp/>